

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成29年2月16日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

### 参加者等

主催者 八木一洋（前橋地方裁判所長）

司会者 鈴木秀行（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 野口佳子（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 細谷和大（前橋地方検察庁検事）

弁護士 齋藤守永（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代女性（以下「4番」と略記）

### 開会のあいさつ

（主催者）

前橋地裁所長の八木でございます。本日はお忙しい中、この意見交換会のために関係の方々御参集いただきまして、誠にありがとうございます。裁判員裁判は、平成21年5月にスタートしまして、この次の5月で丸8年、それから9年目に入るというところでございます。前橋地裁のこれまでの運用を見ましても、回数としては140回を超える回数、関係していただきました裁判員、補充裁判員の方々については1,050人を超えるという状況に達しております。これまで法曹三者の方々の御協力もありまして、お陰様で比較的順調に進んで参っておりますが、このような状態を維持し、さらに向上させていくためには、いろいろな角度から見直して参るということが必要でございます。本日は、裁判員としてこの制度の運用、中核の

部分を担っていただきました御経験を御披露いただきまして、勉強させていただき、制度がさらによりよいものになるように忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

本日司会を務めさせていただきます刑事1部の裁判長の鈴木秀行と申します。よろしくお願いいたします。今所長のほうからもお話がありましたように、今日4名の裁判員経験者の方は、大変な裁判を実際に裁判員として務めてくださった上、さらにその裁判員裁判をよりよいものにするための今回の意見交換会にもお忙しいところお出でいただきまして、重ねて感謝申し上げたいと思っております。本日は、その御経験、感じられた思いといったものを率直に語っていただけたらと思います。必ずや次回からの裁判員裁判の向上につながると思いますので、率直なところをお聞かせ願えたらと思っております。進行に当たりまして、裁判所の刑事2部の野口部長と検察官のほうからは細谷検事、弁護士会のほうからは齋藤弁護士にコメンテーターとしてこの意見交換会に参加していただき、発言をいただけたらと思っております。お三方それぞれ自己紹介よろしいでしょうか。

(裁判官)

刑事2部の総括をさせていただいています野口でございます。今回は1番の方と一緒に事件を担当させていただきました。皆様の忌憚のない意見を楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(検察官)

前橋地検の検事の細谷と申します。裁判員裁判ということで、検察庁としてはわかりやすい主張、立証を心がけてはいるんですけども、まだまだアンケートの結果等見ますと、ちょっとわかりにくかったというような意見も散見されているところがありますので、本日は皆様から直接御意見等伺って、今後の参考にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(弁護士)

弁護士齋藤です。私は4番の方の事件の弁護人を担当させていただきました。アンケートにかなり手厳しい意見をたくさんいただいておりますので、内容について忌憚のない意見をいただいて、今後の活動に活かしていきたいと思っています。

(司会者)

齋藤弁護士のほうからそういうお話がありましたけど、別に全然プレッシャーをかけようという御意図はないと思いますので、4番の方をはじめ、ほかの方も経験した事件について、率直なところをお話いただけたらと思っております。意見交換を始めたいと思いますが、担当した事件、今回4名の方に参加していただきました事件といたしましては3つございました。その事件につきまして概要を御説明しようと思っております。まずは、1つ目の事件ですが、去年の7月22日から始まった野口部長のところの事件でありました。刑事2部の殺人未遂事件、経験者1番の方が参加された事件であります。被告人は自宅において、実母に対し殺意を持ってその胸部等を包丁で多数回突き刺すなどしたが、その実母が抵抗したため、加療約8週間を要する両手挫創、左骨盤部挫創、左前腕挫創及び胸部切傷の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったという事件でありまして、この事件は被告人が若いころからの病気を患ってしまっていて、それを原因とする精神障害による責任能力が争点となったということで、実際裁判におきましては精神科のドクターが証人として出廷した事件でありました。2番目の事件は、経験者2番の方と3番の方が参加してくださった事件で、昨年10月24日から始まった事件であります。強姦致傷事件でありまして、被告人は被害者を強姦しようとして、店舗の外階段においてその身体を押し倒して、仰向け状態にさせ、その頸部を手で押さえつけるなどして、その反抗を抑圧して同人と性交し、その際全治約1週間を要する左頸部圧迫痕等の傷害を負わせた事件でありました。この事件につきましては、被告人が起訴事実を認めるいわゆる自白事件という事件でありました。被害者のプライバシー、生活の平穏を考えて、被害者特定事項秘匿の決定をして進めたという事件でありました。あともう一つの事件は、4番の方が裁判員として参加していただいた事件、コメン

テーターの齋藤弁護士が主任弁護人をされた事件であります。被告人は被告人方において、被害者に対し殺意を持ってその左側胸部等を包丁で数回突き刺し、同人を左側胸部刺創に基づく出血性ショックにより死亡させて殺害したという事件であります。この事件は本格的な否認事件ということで、犯行態様自体も争われておりました。殺意、正当防衛も問題となった事件であります。この事件は、被告人も被害者も外国人で、同じペルーの国籍であり、目撃者もペルー人だということで、スペイン語の通訳により進められたという事件でありました。この3つの事件でありましたが、まず経験者の方、4名の方、それぞれ御自身が担当した事件について、裁判員裁判に参加してみてもの全体的な感想や印象をまずお話いただければと思います。まず、順番で、1番の方からお願いいたします。

(1番)

この事件、一緒に住んでいる80歳よりも上の実のお母さんを包丁で刺したという事件なんです。争われているのは、要するに刺したほうの息子に責任能力があるかないかということで、弁護士さんのほうは無罪、検事さんのほうが懲役7年を求刑しました。判決は、殺人未遂ということで、最低限度の5年となりました。私が判断材料にしたのは精神科医の証言です。病気の程度は我々にはわからないわけです。本人目の前にしているんだけど、はっきり言うと本人が何言っているかわからないです。弁護士の方が一生懸命質問したり、あるいは検事さんがいろいろ本人にその質問したりするんですけども、本人は答えているつもりなんだろうけれども、質問の内容とちょっと違う。そうすると、やっぱり本人に能力ってないのかなという気も湧いてきたんですけども、いろいろ聞いてみて、やっぱりその本人の受け答えなりを聞いてきたり生活状況を聞いていくと、無罪というわけにはいかないなという心証が、私の頭の中にできてきまして、そういう中で判決のところ結びついたんです。あと、弁護士さん、検事さんから、非常に自分勝手な行動で犯罪に走ったという説明があったんですけども、それは要するにこの人が特別なじゃなくて、犯罪者はみんな自分勝手なんだと私は思っているんで、そういうとこ

るの説明をしてもらっても困るなと思って聞いていました。

(司会者)

責任能力の事件というのは、刑事裁判の中でも一番難しい部類の裁判です。1番の方がおっしゃったように、なかなかその判断をするのは難しい。難しい事件を扱った苦労というのは伝わってきた感じがいたします。2番の方、事件について、全体的な感想で、今ある一番の印象で構いませんけども。

(2番)

まず、裁判員になってしまったこと、まさか自分は選ばれないだろうというところから始まって、今日ここまで来てしまったわけですけど、やってみたら、被害者に対する救済制度というのがいかにないのか、それが一番問題じゃないかなと思ったんです。だから、何か犯罪に遭うだけ遭って、遭っちゃった被害者は泣き寝入りをするしかないのかなど。この辺が何かちょっと裁判が終わっても釈然としないところがありました。

(司会者)

若い女性が被害者になっていまして、検察官の求刑は9年で、判決は7年だったわけですが、今2番さんがおっしゃっていたように、被害弁償とか、そういうのが全然なかったんです。犯罪被害者の報われない状態というのも考えさせられる事件だったというのは率直な感想としてあるのではないかと思います。3番の方も同じ事件でありましたが、全体的な印象的なものがありましたらお願いします。

(3番)

自分は、ちょっと遠方に自宅がありまして、ちょっと面倒くさいかなという感じがあって、余りやる気がなかったんですけども、実際やってみて、本当に非常にいい経験になったと思いますし、同じような思いを持っている方は、もっと積極的に参加してもらったほうがいいと思います。あと事件、裁判のことに関してですと、今回被害者女性が裁判にいらっしゃっていなかったのですが、こういう事件なので、なかなか出廷してもらうのは難しい部分もあるとは思うんですけども、やはり一

方的に被告人のほうからの話しか聞けないので、これは少し改善して、いろんな難しい問題もあるでしょうけれども、できれば被害者の方からのお話も直接聞きたかったなというふうに思っております。

(司会者)

裁判員裁判がもうじき8年になりますが、今3番の方が御指摘いただいた点は、裁判員裁判の課題でした。当初は今回のような自白事件の場合には、従前からの刑事裁判のやり方の踏襲みたいなもので、捜査機関が提出した証拠書類だけに基づいて、あとは被告人の言い分を聞いて判断するという形だったんですけど、そうすると事件の実情というか、それを本当に把握して、納得して判断をするということが難しいんじゃないかという裁判員経験者の声のございまして、それを踏まえまして、事件の核になる人には、自白事件でも証人として来ていただいて、その方の話を聞いて判断しようという形になりました。人証化というのですが、なるべく書証じゃなくて人証で調べる、疑問点があったらすぐ問いかけられる、そういう形でやろうということになってきています。ただ、まさに3番の方がおっしゃったように、今回の場合性犯罪で、被害者のプライバシーにかかわる事件ですから、さすがにそういう事件の場合は、御本人の意向によって来ていただけないというのもやむを得ないのかなという感じですけども、これ以外の事件につきましては自白事件でも証人に来てもらって、話してもらおうという方向が出ていますので、3番の方が一番お感じになった点は半分は生かされている部分もあります。では、4番の方、お願いいたします。

(4番)

私以前からこのような機会があれば参加したいと思っております。最初は、やはり家族のほうに驚いて、裁判所から手紙が来た時点で、一体何事ぞみたいな感じでしたけれども、やはり参加してよかったと思うのは、裁判制度というものがやはり中に入ってみないとわからないかなと思うところで、それは非常に勉強になりましたし、一人でも多くの

方が経験されることは良いことだと思います。自分が担当した事件そのものについてなんですけれども、やはり関係者全員が外国人であって、通訳の方が一人で長時間にわたって通訳を大変苦勞してされていましたが、やはり日本の文化と外国の文化との違いから、微妙なニュアンスがお互い伝わっていないのではないかというような危惧を抱きました。そこは、外国人が関係者であるときは大変難しいと思いました。あと、私だけではなかったと思うんですけれども、検察側から出された証拠はこれだけしかないのかなとか、そういう少ない証拠の中で類推しながら判断していくということは非常に難しいと思いましたし、あと何より量刑まで判断しなければならないということは知らなかったのも、そこは難しいなと思いました。裁判所のほうで、殺人事件でしたので、担当した後のストレスについてかなり心配していただきましたけれども、私はそれは特に感じませんでした。ただ、やはり判決の日の夜は、あれでよかったのかなと、ちょっと眠れないところはありましたけれども、その後は大丈夫でした。期間も長かったので、そういった点もかなり心配していただいたんですけれども、その辺は大丈夫でした。

(司会者)

4名の方も経験としてはよい経験だったというふうにおっしゃってくださっていて、実際裁判員経験者のアンケートを見ましても、9割以上の方は参加してよかったということをおっしゃるんですが、半面、出頭率というか、辞退率も若干上がっている傾向があって、そもそも参加自体にしにくさがあるとしたならば、それはまず裁判所のほうも工夫しなくちゃいけないなというところがあるんですが、例えば4名の方、職場や家族の協力とか、参加のしやすさ、しにくさの点で、そういった点どうだったでしょうか。1番の方、どうですか。

(1番)

職場で、まずこういうのが来たんだけれどもということで、上司に聞きました。その判断ということなんですけれども、要するに裁判員裁判制度として、それを断る理由にあなたは該当しないと、だから、行ってきなさいということです。その手

続をとって、あと家族というか、女房ぐらいにしか話さなかったですけど、女房もある程度、それは一体どういう事件と若干興味が湧いたというか、どんな事件なのかと聞かれました。

(司会者)

守秘義務ということをちょっと気にされていて、裁判員裁判をやっている当時は、家に帰っても事件については一切話さないようにされていたとか、そういうことはあるんですか。

(1 番)

いや、それはなかったです。その辺については、女房のほうも聞いてこなかったです。

(司会者)

2 番の方、参加しやすさ、しにくさ、御自身の経験のところの問題がおありだったかどうかの点、いかがでしょう。

(2 番)

幸いにしてというか、不幸にしてというか、勤めを持っていませんので、自分の好きにできると。まず、前年の秋ぐらいに名簿が送られてきたんです。まさか名簿には載るだろうけれども、呼ばれないだろうと。実際に呼ばれたけれども、また当たらないだろうと。そこまで行って当たっちゃったので考えている。そんな形でやっていたので、あと3日間というところだったので、3日ぐらいだったらいいかなということでやりました。ただ、やっぱりやってみて、先ほど申し上げたように、裁判の様子というのがこの歳になって勉強させていただきました。

(司会者)

3 番の方、いかがでしょう。

(3 番)

自分は、ちょっと今休職中の身なので、参加すること自体には何の支障もなかったんですけども、出席率低下とか辞退率上昇について、出席率低下って、かなり



そんなに辞退の人とかが多いんですか。

(司会者)

選任手続室って、当日の朝集まったときに、人が座っているはずの席が空席が若干あったかと思うんですけれども、あれは欠席された方の席でありまして、それが若干何だか目立ってきたような感覚なんですけれども。

(3番)

あの選任手続の場所での辞退者も結構いるということですか。

(司会者)

辞退について言えば、事前にこういう事情で、仕事の事情や家庭の事情で参加できませんという形で、裁判員法の法律に決められている要件に当たれば、事前にもう結構ですよと、辞退を承認するという形をやっているんですけど、辞退率がどうも上がってきていて、全体として何となく遠慮されるというか、辞退される人が増えてきているという認識なんです。

(3番)

そうなんですか。この裁判員裁判が始まる前に、しきりにテレビとかで何かさんざん裁判員裁判のことをやっていた記憶があるんですけれども、そのときに辞退が基本はできないという報道をかなりされていたので、自分もちょっと体が弱いところはあったので、そういうのは別みたいな形で報道していましたが、仕事とかそういう理由で欠席はできないみたいなことを言っていたんですけれども、結構来てみると、仕事でどうのこうのというのがあつたみたいなので、それはもう裁判所の方の問題というよりも、日本の社会とか、そういう問題になっているんじゃないかなと思います。

(司会者)

後ほど辞退者が増えている原因として、どんなものが考えられるかという話題もありますけど、企業側の問題というのが一つあるんじゃないかというのが考えられることかと思えます。参加のしにくさの点の問題で、4番の方、どんな状況だった

でしょうか。

(4番)

私の職場は規模の大きい職場で、この裁判員制度のための休暇制度も設けてあったんですけども、ただ経験した人がどうも今までいなかったようで、人事の担当の者も休暇が取れるんだということがわからなくて、ちょっと許可をもらうまでに二、三日はかかってしまったというところがありました。あとはたまたま自分が担当している職場が休暇を取りやすいような業務内容のところだったので、このような長い期間でも休暇がとれたというところですよ。家族は、先ほどちょっとお話ししましたが、大変驚いていて、あと自分の家族にも選ばれる可能性のある者がいるんですけども、自分は絶対やりたくないと言っていて、子供なんですけれども。いろいろ話はして、このようなことで選ばれたら、是非あなた方も行くべきだということは大分話はしました。どれだけ自分のためになったかということもお話しました。

(司会者)

家庭内でもそういう広報というか、説得までしていただいて、本当にありがたい限りであります。今の2番の方、4番の方も、やっぱり審理の日程の関係というのが影響はしているかなと思います。大体最近では、選任手続とは別の日に公判での審理をスタートさせるというほうがどちらかとしたら多いかと思うんですが、ただスケジュールの関係で、午前中に選任して、午後早速法廷をスタートさせるというケースもございます。今回のケースだと、4番の方のケースはそういうケースでした。あとは、長さの問題なんですけど、土日を何回か挟んじゃうような長さになったりして、土日にまで裁判員という負担を持ち越されるのはいかがかというので、なるべく避けるようにはセッティングはしているのですが、なかなかそうもいかなかったところがありました。1番の方も土日挟んでいたかと思うのですが、審理の日程につきまして御感想をお聞かせ願えたらと思います。

(1番)

別に土日を挟んでの日程については、違和感というのはなかったです。起訴内容が、これは殺人未遂ということなんで、これが5日間で終わるのかなと。もうちょっと長くてもいいぐらいだったかなとは思いました。

(司会者)

わかりました。2番の方は、あの内容での3日間の審理というのは、どんなものですか。

(2番)

考えたこともなかったのですが、あれで普通なんじゃないでしょうか、3日というのは。

(司会者)

3番の方、どうでしょうか。

(3番)

自分も別に問題ないと思います。

(司会者)

4番の方は、土日を2回挟んでしまいまして大変だったんですけども、日程的な部分で、もう少しコンパクトにというか、工夫ができないかなと思われたとか、そういった点はいかがでしょうか。

(4番)

コンパクトにするということではできなかったと思います。通訳が必要だったというところがありますし、それよりも何よりも自分が初めてこのようなものに出させていただいて、殺人事件だったので、殺された方、その御家族、それから被告人、被告人の家族、そういった方たちの本当に人生を変えるような事件であって、逆にこんな数日で決まってしまうんだということのほうが驚きました。

(司会者)

ありがとうございました。通訳事件の話はまた別にうかがいたいと思いますけれども、しゃべって通訳して云々というので、そもそも倍近くかかってしまうという

のがありました。大変だったと思いますけども、事件の性質を理解して、特に御不満等はなかったということでもあります。確かに求刑が17年で、判決14年という大事件でありますので、コンパクト、コンパクトと言うほうがむしろ感覚的にはおかしいのかもしれないなど今思いました。今度は、法廷での審理、法廷でのやり取り、証拠調べが全体的にわかりやすかったか、わかりにくかったという点、お聞かせ願えればと思います。1番の方、どうでしょうか。

(1番)

まず、現場の状況ということで、実況見分調書というのが出てくるんですけども、もうちょっと説明してくれてもよかったかなという気がします。あと、息子に聞いても、弁護士さんのほうも何か一生懸命弁護しようと思っていたんですけども、ちょっと本人との意思の疎通がうまくいっていなかったような気がします。検事さんのほうの話もちょっとどうかなというところもあったような気がして、なるほど、こういう聞き方もあるんだなと思って聞いていました。あと、お姉ちゃんの話と現場にいた病院から来ていた人から、お母さんと息子の状態をもうちょっと聞ければよかったかなと思っています。

(司会者)

先ほど4番さんの事件でも、証拠が何かこれだけで判断するのかという御指摘、確かにありましたが、まずは一つ、今日お聞きしたいなと思ったものとしては、統合捜査報告書というか、実況見分調書や写真撮影報告書という一次的な証拠じゃなくて、それをわかりやすく裁判員の方に提供しようということで、まとめた形のもを出してきていることもあって、それが逆に何かわかりやすさを遠ざけているという批判もありまして、統合捜査報告書についての問題点というのを、細谷検事、いかがでしょうか。

(検察官)

分量的にはやっぱりなるべく少なくしようというところがあり、かつ順番的にはなるべく飽きさせないというか、興味を持っていただけるような形には意識はして

いるんですけど、恐らく警察官が現場に臨場したところから始まりという形でやっていくと、割とすっと入りやすいかなと考えながら作っているところではありますが、まとめてしまうことで、リアリティーが薄れるとかというところももしかしたらあるのかなという危惧があります。

(司会者)

裁判員の方で、出される証拠で、リアリティーの部分でちょっと足りないんじゃないかという思いとか、特にはないですか。弁護人の立場のほうで、齋藤弁護士、書証の出し方、統合、この問題点について御感想をお聞かせ願えればと思います。

(弁護士)

統合捜査報告書は基本的に検事さんのほうで作られるんで、弁護人とする内容的に問題がなければ、そのまま基本的に出していいですよという意見で採用されるケースが多いかとは思いますが、実際にこういう意見交換会とかに来ると、リアリティーがないとか、もうちょっとここの部分の写真も見たかったとかいう意見をおっしゃる裁判員の方も結構いらっしゃるというようなお話も聞くので、なかなかそのバランスが難しいんだろうなとか。かといって、余り量を多くすると、その写真ばかり取り調べするのに時間かかってしまって、証人尋問や被告人質問の時間が減ってしまうというところもありまして、ちょっとそのバランスが難しいのではないかなと思っております。

(司会者)

野口部長のほうで、もう少し人証もほかで補うという部分があったらよかったかなという話もあるんで、そういったところをお聞かせ願えればと思うんですが。

(裁判官)

ちょっと戻りますけれども、統合捜査報告書に関して、私のほうで今回の裁判員の方々だけではなくて、評議をされていて感じることをちょっと御紹介させていただくと、例えば実況見分調書とかを、犯行の現場の状況であったりとか、客観的な流れの中で、どういうふうな事件が発覚して、どんな状況でということがコンパクト

にまとめてくださっているところは非常によろしいのかなと思うんですけども、その中の説明等において、私たちは、そういう報告書というものを普段から何度も何度も見ているので、多分この写真を見ると、ここを見て欲しいんだとか、これはきっとこういうところにつながってくるんだろうなということが推測できるところはありますけれども、やはりなかなか初めてそういう証拠というものを見る裁判員からすると、後になって、ああ、こういうことだったのか、あそこの写真はこのことを言いたいがための参考になるための写真だったんだとかというのが後からわかって、もう一回あれを見たいんですけどもとおっしゃる方々がかなりおります。つまり最初に初めて見た写真のとき、初めて見た図面のときに、このどこをなぜ見てほしいのかということがわかるような情報の作り方にさせていただけるとよろしいのかなと感じるところでございます。あと、2点目、司会者のほうからお話があったと思うんですが、我々もできる限りお話を直接伺うほうがわかりやすいし、やはりお人柄が証人に感じられて、非常にリアリティーがあって、同じ発言であっても、この方がおっしゃった発言、この方が感じた発言という意味で、非常にやはり人証は大事だなと思っているところですが、今回も被告人の責任能力が問題になったときに、また被告人がなかなか語ってくれない場合に、適切にそのことを代弁してくれたり、反対側から見てくれる方がいらっしゃればいいんですけども、なかなか被害者の方全てに出てきてほしいと言えないつらさもありということで、今回もなかなかつらかったというところが1番さんの事件は確かにあったと思います。その分、お医者さんが出てきてくれ、お医者さんがやはり長い時間いろいろな人と面接をした結果をまとめてお話ししてくださったのが、とても参考になったのかなとは思っています。

(司会者)

1番の方、今野口部長が述べた精神科のドクターのお話を初めから興味深く思っていたという話がありましたけど、実際聞いてみて、判断するに当たっての材料、難しい分野ですけども、判断できるだけのものを提供してもらえたか、非常にわ

かりやすくなったかどうか、その辺のところ、どんな感想でしょうか。

(1 番)

取りあえず我々がその本人を見ているわけですね。弁護士さんの方が、要するにこれについてはどうですか、それで本人が答えるわけですね。また、検察官の方も本人に対して、これこれはこれですかということで質問するんですけども、そのところで受ける印象というのは、もう明らかに通常人とは違う世界に住んでいるという受け答えしかしないわけです。本人に果たして自分がこういう場面において、今こういうことになっているというのを理解しているのだろうかというところまで、何か疑いたくなるような状況なんだけれども、でも何回目だったか非常に覚めているなど感じたときがあるんです。意識してうそをつくとかなんとかという人じゃないと。じゃ、一番最初に戻るんですけども、その責任能力云々といったときに、十分問えるというのは、やはり医者の説明と、あとはやっぱり自分で本人を最初見たときと、やっぱり見慣れてくると、言っている言葉も少しずつだけれどもわかってくるというか、何かそういうところはあったんでしょうね。

(裁判官)

ちょっと特殊な事件だったのは、なぜかという、もともと責任能力が問題になっていたんですが、逮捕されて勾留をされている間に病状が悪化して、その被告人の状況が、当時の状況と今の状況と非常に波があったものですから、見られたときに非常に大変だったのかなというところがありました。

(司会者)

別の世界の方というニュアンスは、そのところがあるのかな。なるほど、わかりました。精神科の先生の話自体は、判断する上で十分参考になったということですね。

(1 番)

だから、犯行当時の状況はこうですよという、要するに先生の説明、あれ本当にそうなの、顔かたちがもう違うんですから。

(司会者)

わかりました。あと、証拠調べの問題としては、今回も殺人未遂、あと殺人事件があつて、刺激証拠、証拠調べを経験して、その後何かそれがどうもPTSDというか、そこまで至らないまでも、気持ちの上で強い負担が生じてしまうといかがかということで、刺激証拠については証拠として必要な範囲で、そのまま出してしまふようなことは余りしない形の取り扱いもしておるんですが、刺激証拠の関係は4番の方、今回は問題はなかったですか。

(4番)

はい。

(司会者)

2番、3番の方のケースも、そんな問題なかったですか。

(2番)

はい。

(3番)

はい。

(司会者)

1番の方も、特に血がわあつとというか、そういうのはなかったですか。

(1番)

ありません。

(司会者)

ありませんでしたか。あと、証人尋問等の話で難しかったのは、4番の方の通訳事件の難しさということがありました。先ほども説明していただいたんですが、一人の通訳人の方がずっと頑張っておられたのですが、通訳自体については不自然さとか、そういうところはお感じになりましたか。

(4番)

1回通訳間違えて、裁判長が確か御指摘されたかと思えますけど、やはり長時間



の疲れかなというのもありましたし、あと裁判長も確か御指摘されていたかもしれませんが、被告人の兄弟が証人で立って答えたときに、あちらの国ではこういう言葉が侮蔑的なものなんだとか、ただ日本人の私たちが聞いて、どこが侮蔑的なかわからない。その差が殺意に結びついたかどうかという判断にもなったので、それを説明しようとする、それぞれの文化背景とかまで知らないとなかなか難しいんですけど、そういうところに難しさはあります。

(司会者)

確かにそういうシーンはあったと思います。通訳の方が、法廷での通訳などで多少丸い形で話されたのを、逐語訳してくださいという形で言ってもらって、それがどういう意味なのかなかなか解釈が分かれるんですが、確かにそういうシーンがありました。あと、在住のペルーの方は、実はある程度かなり日本語もわかっている部分があって、通訳の方は非常に御苦労したところがあったかと思います。あと、証拠調べにつままして、全体的にあの点わからなかったというか、このように改善すべきなんじゃないかという御意見ございましたら、御指摘いただければと思うんですが、何かございますか。じゃ、4番の方、お願いします。

(4番)

殺意の有無を判断するに当たって、これがもしかして原因になったかもしれないというような物的証拠が一つ示されたんですが、それについて検察側からもう少し詳しく説明があると、もうちょっと判断のしようがあったのかなと。詳しく話してもらわないと、要は薬物絡みというところで、その殺害された方とか被告人とか証人になった方々が、薬物の検出云々というのが一切示されていなかった。それから、服の上から刺したという事件であって、その刺し方とかも、遺体の写真とか、あと検察側の方がそれについて刺した方向とかを話されていましたが、そのときには着衣がどうなっていたかという証拠が一切示されていなかった。それは、冬の事件であったので、何を着ていて、どのくらいの厚さがあったのかとかいうのも判断材料になったと思うんですが、私たち裁判員は素人かもしれませんが、

素人なりに素朴な疑問で、何でこういう証拠が出されないんだろうと思うものが幾つかありました。

(司会者)

ありがとうございます。率直な御意見で、立証官のほうとしては考えてもらう有益なお話かもしれませんので、持ち帰っていただければと思います。法廷でのやり取りとしては、今中心的にお話を伺った証拠調べのほかに、冒頭陳述というもの、検察官がこれから証明しようとしている事実、弁護人としては検察官の見立てとは違う事件の見方、これから証拠調べがあるところの問題点についてのプレゼンテーションですけれども、そういった冒頭陳述が初めにありました。また、一番最後には証拠調べを踏まえて、検察官が有罪立証ができたとか、刑を決める上での着眼点、さらには求刑という意味での数字も出す論告弁論というのがありました。初めのプレゼンテーションがその後に役に立ったのかどうか。論告弁論でしたら、証拠調べを踏まえたものになっていたのかどうか。そういった検察官、弁護人の主張、言い分の点についてどんなふうな感想をお持ちだったか。1番の方から。

(1番)

弁護士さんからの、要するに本人の責任能力云々ということで出したんですけど、弁護士さんのほうはもう少し、確かに病気なんだと、だから、まだ今現在こういうことでという、具体的なところまで詳しく説明をしていただければ良かったのかなと思います。検事さんのほうは、何で求刑が7年なのか、これこれこういうことで7年ですよという、もうちょっと一般人のわかる程度に合わせてくれるとよかったかなという気がしました。

(司会者)

7年という数字が説得力を持ってなかなか伝わらなかった。

(1番)

何で7年なんだろうと。5年から以上、要するに死刑までいろいろあるんだろうけどもということがあったんです。

(司会者)

わかりました。2番の方は、冒頭のプレゼンないし締めのところでの意見があれば御感想を聞かせてもらえますか。

(2番)

弁護士さんも検事さんも商売とはいえ大変だなと、それが私の率直な感想です。あとは、求刑に対してのおさまりというのか、それが同じような犯罪の求刑をもとに、私が先ほども申し上げたように、被害者の救済を何とかこの判決の中で入れられないのかなというような個人的には感想を持ちました。それは今でも思っています。

(司会者)

次の評議についてのこともお聞かせ願おうと思うんで、その話にもつながる話ですが、法廷での検察官、弁護人のプレゼンないし最後のアピールについて、御感想がありましたら、3番の方お願いします。

(3番)

弁護人の方が2人いたかと思うんですけども、一人の方が結構プレゼンがうまいなど個人的に思いまして、何かわかりやすかったなという印象がありました。あと、けがに関する証拠に関して、1週間のけがとは記載されてはいたんですけども、婦人科に行ったかどうかというところがわからなかったのも、そこがもうちょっとはっきりしてほしかったなというのがあります。

(司会者)

今の話は、確かに話があったので、事件の後、法曹三者であの裁判についての意見交換会を行った際には、そのことを伝えて、考えてもらうようにいたしました。普通経験を積み重ねている検察官のほうは、冒頭陳述や論告求刑も上手で、弁護人のほうが若干言葉は悪いですけども、見劣りするというのが、経験の積み重ねの問題としてしょうがなくあるんですが、確かに2番さん、3番さんの弁護人の方は非常に上手だったなというのは僕も感じています。4番の方、法廷での検察官、弁

護人の主張，プレゼン，アピール，その辺について御感想ありましたらお願いします。

（４番）

検察側についてなんですが，私たち裁判員が一般の素人だということを踏まえて，なるべく専門用語は使わないでいただきたい。何を言っているのかわからなくて，後で裁判長にお聞きしてわかるというところがありました。あとは，やはり懲役を何年とするその根拠，簡単に説明はしていただきましたけれども，やはりそこはわかりづらかったです。それは，裁判官の方もおっしゃっていたかなと思うんですけども，あとやっぱり弁護側については，なぜこの証人を呼んで，なぜこの質問をするのかという意味がわからないようなところがありました。この方に証言させて，失礼ですけども，本当に意味があるのかなと。時間のもしかして無駄ではと思うようなところもありました。上手かどうかというところは，それはそれぞれ御経験がありますし，今回の裁判は異例だとかで，３人の弁護士さんを入れて，それぞれに注意深く質問していたとは思いました。

（司会者）

最後は，ちょっと優し目でしたけど。検察官が，確か，被告人は弁録のときはこう言っていたとか，何げないところで，良くわからない言葉を使ってしまっていることはあると思います。弁護人の尋問についても有益なお話でした。

法廷でのやり取りにつきましては以上で，評議についてです。証拠調べ，意見を踏まえての評議室での議論，守秘義務の話にも，ちょっと中身に入るとかかわってきてはいるんですが，まず十分に発言はできたか，意見を言いやすい雰囲気だったか，そういったところをお聞かせ願えればと思います。１番の方，どうでしょうか。

（１番）

評議については，大体皆さん自分の言うことは言っていたのではないかなと思います。だから，一番最初に来て，裁判員裁判の裁判員に選出されますよという段階をこういうふうに進んでいく上で，やはりその人それぞれでその評議の部屋の自分

の机に座れば、自分の意見が反映するというのも、自分の責任は要するに自分でちゃんとしようと、自分の意見を言おうという考えが少しずつは、私もそうですけれども、生まれてきたらと思うんです。そういうところで、今までの殺人事件あるいは殺人未遂で凶器を使った事件は、どのぐらいの量刑で決まっているんですよという過去の事例の説明、その説明の中で、要するに自分はこう思うという意見をやはり一人一人言っていたと思うんです。言い方は、人それぞれで違いはあるだろうしと思うんですけれども、悪くはなかったです。

(司会者)

そうすると、市民が参加する裁判という、裁判官と裁判員の協働によって結論を出していくというところは、お一人お一人が主体的に責任持ってやられたというふうに、自分もそうだし、皆さんもそうだったとお感じになったということですか。

(1 番)

そうです。

(司会者)

2 番の方にも同じようなことを伺いますが、材料としては今の 1 番の方もちょっと出ましたが、量刑資料、刑を決める上での量刑データベースというものも使ったと思うんですけれども、ああいったものを使うことについての感想も含めて、評議についての御意見を伺わせてもらえればと思います。2 番さん、3 番さんの事件というのは自白事件だったんで、量刑がメインだったかと思うので、よろしく願いします。

(2 番)

まず、十分に発言できたか。皆さん十分に各個人で発言していたと思います。量刑についてなんですけれども、この量刑に裁判員がかかわるのはいかなものかと。有罪か無罪かというところで解放してもらおうと非常に助かるのかなという気がするんですが。

(司会者)

アメリカの陪審員はそういう形になっておりますが、やはり刑を決めるというのはちょっと特殊な話でしょうかね。3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

自分も自分なりに十分に発言できたと思いますし、皆さんもちゃんと十分発言できたと思います。あと、こういうものは当初かた苦しい会議だと思っていたんですけども、すばらしい裁判長のもと、本当に思っていたよりもはるかにいい雰囲気です。

(司会者)

データベースにある程度基づいて判断することについての御意見はいかがでしょう。

(3番)

参考には確かになるんですけども、全く同じ事件というのではないわけなので、やっぱり量刑に関してはどう決めたらいいのか、かなり悩んだ部分ではありました。

(司会者)

4番の方、評議につきましては、無罪を争っていた事件なんで、有罪無罪のところ、量刑も重い刑だったので、評議についての御感想をちょっとお聞かせ願えればと思いますが。

(4番)

裁判員に選ばれた方の中には、選ばれなくなかったとはっきりおっしゃっていた方もいましたけど、でも皆さん本当に熱心に議論されていて、集合時間よりかなり早くから来て、みんなで話とかもしていましたし、皆さん本当に熱心に考えていらっしゃるんだなと思ひまして、いろいろな年齢、性別もあって、いろいろな御経験とかあって、本当にそういうところでは、やっぱり専門家の方だけで話をしていると、やはり慣れというのが出てきてしまうのかなというのがあるので、こういう一般の市民が入るといのはいいことかもしれないんですけども、ただほかの方たちがどうだったかわからないし、私自身はストレスをそんなに感じなかったんです。

けれども、これでストレスを感じる方もいるかもしれないので、そういったところが、裁判長もかなり気を配っていらっしやったので、フォローされていればいいのかなとは思いますが。あと、量刑データベースですか、先ほどの方もおっしゃっていましたが、同じ事件というのではないわけなんですけど、やっぱり第三者から見て客観的に判断するには、ああいったものが必要だとは思いますが。こういった背景の方に被害を与えて、こういった方法で犯行を行って、自白があったかどうかということで、ある程度整理するのはやむを得ないとは思いますがけれども、量刑を決めるというのはやっぱり大変でした。

(司会者)

最後の問題として、さっきもちょっと話題にさせていただいた出席率の低下、辞退率の上昇でありますけども、市民が参加しやすい環境設定、どんどん参加してもらえるような環境作り、工夫として思い当たるものがありましたら、それをちょっとお一人ずつお聞かせ願えればと思っております、裁判所もいろいろ考えてはおるんですが、お知恵を拝借できたらなと思います。1番さん、ございますか。

(1番)

やっぱり選ばれるについて、何で俺なんだよというのがあると。やっぱり何で俺なんだよと思うんだけど、選ばれちゃったのというのと、もう一つは経験してみたいというか、やってみてもいいなというのも何か心の隅にあるんです。だから、みんなにもやっぱりそういうところがあると思う。そのあるところをどうやっpegくすぐればいいのかなという問題なんだけど。

(司会者)

裁判所の広報不足ですかね。1つ視点はいただけたかと思いますが、2番の方、どうでしょうか。

(2番)

先ほどもお話ししましたがけれども、まず自分になることはないだろうと考えていたんです。それが当たってしまったということで、これは誰にでも来るなど。地震と

同じだなということ。今卒業時期ですよ。高校の卒業式のイベントとして、裁判所のほうから出前講座じゃないですけど、そういうのもあるよというPRなんかをやられるとよろしいのかなと一つ思います。

(司会者)

まさしく野口部長のところは、積極的に出前講義を展開していますが、やはりそういうところを地道に、もっと数多くやるというのは効果があるだろうなということですかね。3番の方は、先ほど企業、会社の理解を得るのが必要なんじゃないかという話でしたけれども、その話を敷衍する、ないしほかのアイデアがありましたらお聞かせ願えればと思います。

(3番)

そういう企業の理解も必要だと思いますし、あとやっぱり認知度がまだ低いのかなとも思います。今回やってみて、いろいろな知人の人に話しましたが、本当にやっているんですねみたいな反応がかなり多かったので、そういうことをやっているということは知っているとは思いますが、実際どういう人が選ばれてやっているのかというところが余りわかっていないのかなと思いました。なので、やはり最初の選任前の候補に選ばれましたという紙をもうちょっと配って、一応登録はされましたよということをやっておくと、もしかしたら選ばれるかもしれないという状況になるんじゃないかと思っています。

(司会者)

今のお話は、もっと幅広く送ったほうがいいのではないかと。

(3番)

はい。

(司会者)

なるほど。それちょっと考えていなかったです。

(3番)

あの紙をもらえなかったら選ばれないわけですから、あれをもうちょっと増やせ



ばいいのかなと思っております。

(司会者)

わかりました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私は、友人とかにこういう経験をしたんだよということを言ってみたんですけども、教員やっている友人は絶対無理、担任持っているという時点で無理、それはそうだろうなと思ったし、あとは例えば診療所の先生なんかだったりすると、多分何日も診療所を閉めるということ自体無理でしょうし、あと私の職場でも上のほうにいる方たちだと、なかなか出づらいとか、あとはどうしてもこの時期は仕事を外せないという人も無理だろうなとか、そういうのは思ったので、仕事で辞退するという人が多いのはしょうがないのかなと思いましたし、あと最初の選任のところに行ったときにおいでになっていた方が、呼ばれた方の半分ぐらいしかいなかったのかな。でも、明らかに俺は絶対にこんなの嫌だから帰るぞみたいな態度の方もいたし、あとはやっぱり行政がやっている制度というのは、意外に一般の方に伝えるというのは難しいと思うんです。ホームページに載せているからって、みんなが本当に見るわけじゃないし、私も裁判所のホームページなんか見たことなかったですし、あと行政から手紙が来ても、開封もしない方いると思うんです。だから、多分読みもしない、返事もしなかった方も大勢いるんじゃないかなという気がします。先ほどおっしゃっていましたが、やっぱり子供のうちから教育、高校とか大学とかでこういう話をしていないと思いますし、中には高校だった方の模擬裁判なんていう授業をやっているところもあったと思うんですけど、やっぱりそういうところへどんどん出て行って、若いうちからやっていかなくちやいけないと思うし、裁判員裁判が終わったときに、持ち帰ったものの中に、お宅の職場で必要があれば出前講座やりますよというのがありましたけど、あれで職場に持って帰ってやる、頼む人いないと思ひまして、それだったら、例えば高崎だったら商工会みたいなところに行って、経営者に実際に訴えて行って、社員がもし選ばれたら、是非出してやって

くれというようなことを訴えていくとか、子供たちを教育していくとか、そういう地道な努力を考えてはどうかと。自分はその裁判員を経験したので、その後新聞見ているときに、これも裁判員裁判でやっているんだということが目につくようになりましたけど、もうちょっとそここのところを、こういう事件を裁判員裁判でやっているというところ、裁判員裁判というのがこういうのだよというのを、もう少しマスコミの取り上げ方が少ないかなと。ちょうど私が裁判員裁判に出ているときに、とても嫌な日本映画がかかっているのをテレビでちらっと見まして、かつて裁判員裁判を経験した人たちが殺害されていく。何でこのタイミングでこんな映画をやっているかなと思って。私自身は、昔の有名な十二人の怒れる男たちというアメリカ映画の影響がかなり大きかったんで、すごい興味が若いうちからあったんですけど、もうちょっとマスコミの方とかにいいところを取り上げてもらうとかできるといいのかと。

(司会者)

本当に多方面にわたって有益な御指南いただいて、本当にありがとうございます。意見交換としては以上といたしまして、マスコミの方々からも質問がございましたらお願いいたします。

(上毛新聞)

まず、1つ目に3番の方にお聞きしたいんですが、最初に振り返りのときに、とても今回の裁判員に参加したのがいい経験になったとおっしゃっていたかと思うんですけど、具体的にいい経験というのは、どういう経験のことをおっしゃっていたんですか。

(3番)

具体的に、やはりこういう裁判というものは、普通はかかわることはないと思っていたので、ドラマですとか、映画ですとか、そういうところで見られる機会はありませんけれども、本当のリアルな裁判というものはなかなか経験することはないわけで、そういうものをただ見るだけではなくて、きちっと参加して、一応社会貢献と

うか、社会の一部のためになれたということです。

(上毛新聞)

裁判員裁判に参加されてから、何か裁判を身近に感じるようになったとか、何か裁判がどういうものかというのがわかるようになったとかということはあったでしょうか。

(3番)

最近では、もうニュースとかで裁判員裁判というニュースを見ると、必ず注目して見るようになりましたし、今まではほとんど、そういう事件があったんだぐらいしか思いませんでしたけど、かなり裁判員裁判、特に注目して見るようになりました。

(上毛新聞)

2つ目は4番の方にお伺いしたいんですが、裁判終わった後に、息子さんが自分はやりたくないと言っているとおっしゃっていたかと思うんですが、そのやりたくない理由というのは、どういったものか教えていただけますか。

(4番)

一般的に感じる事かなと。怖いし、自分は若くて経験もなくて、そんなこと判断できるわけがないというのが主な理由だと思います。

(上毛新聞)

2番と3番の方にお伺いしたいんですが、2番の方が量刑について、裁判員がかかわるのはいかななものかということだったり、あと3番の方も量刑決めるのにすごい悩んだとおっしゃっていたかと思うんですが、結構評議に関して、もっと時間があったほうがいいのか、短かったとか長かった、こんなに要らなかったという意見がありましたら、ちょっとお伺いしたいんですが、2番の方から。

(2番)

時間をとって量刑の決定は同じだと思うんです。私たち素人には、有罪か無罪か、アメリカ方式でやってほしいなど。量刑の部分は、プロがおやりになったほう

がよろしいのかなと思うんですけど。

(3番)

自分も量刑に関しては、確かにいろんな参考、ほかの事件の例を参考に決めることもできますけれども、先ほども言いましたけど、同じ事件はないわけで、それを参考に決めてしまっていいものなのかというところで、かなり悩みました。

(上毛新聞)

ちなみに、時間としてはどうですか。

(3番)

時間も長くなれば、逆にもっと悩むんじゃないかなと思いますし、時間に関しては余り関係ないと思います。

(上毛新聞)

2番の方は、ちなみに今おっしゃられたプロに任せたほうがいいのか、御自身で量刑の判断を出すというのが負担に感じていらっしゃるのか、そうじゃないのかということをお伺いしたいんですけど。

(2番)

前に裁判員裁判の裁判が一審で出て、それで確か控訴されて、ひっくり返ったのがあったような気がしたんです。その事例ありましたよね。すると、裁判員がそれにかかわってもしようがないのではないかというのが基本的にありまして、そうであれば、やっぱりプロの方が決めるのが妥当かなと。

(上毛新聞)

特に御自身で判断された量刑が言い渡されたときに、何か負担になったりとかは。特にそういうのはないですか。

(2番)

特にそれはございません。

(読売新聞)

1点だけ皆さんにお伺いしたいんですけども、冒頭陳述や論告、弁論の前に検察

側、弁護側からそれぞれメモのようなものが渡されると思うんですが、それぞれのスタイルが多分違うと思うんですが、スタイルをそろえたほうがわかりやすいですか、実際にそれを見られて、改善点、実際論点を整理する上で、こうしたほうがわかりやすいですか、実際やられて感じる点があれば、それぞれ1番の方からお話を伺えればと思います。

(1番)

口で説明というよりも、やはり文章が手元にあって、それを見れるというのは、こういうことを言っているんだなど。口で言われても、ほわっとなって終わっちゃうんですけども、要するにこういうことが問題になっているんだなどというのを自分の目で確認できる。こういうことを問題にしますというのが書いてあるというのは、我々としてはすごく助かると思うんです。ただ、表現が変わって書いてあるけど、これは同じことじゃないのかなというような文章もあったような気がします。

(2番)

書式がどうのって余りよく思い出せないんですが、取りあえず初めてだったので、書類というのはこんなもんかという形で、特にそれで不自由した覚えもないので、改善点と言われてもありません。

(3番)

個人的には非常にありがたい資料だと思いましたし、わかりやすくもありました。ただ、論告弁論のときの用紙だったような気がするんですけど、弁護側と検察側の形式が違ったというか、紙のサイズが違ったんです。それをわかりやすいと言えばわかりやすいですが、統一していただいたほうがいいのかと思いました。

(4番)

ワンペーパーによくまとめられていたので、それを見ながら弁護側はここを論点としてくれたなど。検察側はここを問題としているんだなど改めて整理しながら、考えを整理することはできました。

(司会者)

最後にコメンテーターの方から、今日の感想がございましたらお願いします。

(検察官)

本日は、皆様貴重な御意見ありがとうございました。これまでも難しい言葉を使わないようにとか、わかりやすくということは心がけてはいたんですけども、やはり今日皆さんのお話を直接お聞きすると、やっぱりちょっと自然に難しい言葉が、専門用語が出てしまっているところもあるのかなと思いましたし、あとはやはり裁判員の方が、立証にどうしても必要というところだけにこだわるんじゃないかと、当然疑問に思われるところというのは、証拠調べでもちょっと手当てしておかないといけないのかなというところがわかって、非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。

(弁護士)

本日は、貴重な意見ありがとうございました。できるだけ生の言葉で聞きたいというような裁判員の御意見や、あるいは逆にこういう証人要らなかったのではないかと、貴重な意見などをいただきまして、私自身はもとより、会内の弁護士の皆さんに役立てたいと考えております。

(司会者)

野口部長のほうから全体的な感想、最後の御挨拶も含めましてお願いします。

(裁判官)

本日は、本当に長い時間になりましたが、どうもありがとうございました。厳しくも鋭い御意見をいただきました。我々もわかりやすい裁判ということで努力してきたつもりではあるんですけども、まだまだ努力が足りないなということを改めて感じました。今回のこと、私どもはもちろん、検察官、弁護人もみんな参考にして、より努力をしていきたいと思えます。本当にありがとうございました。また、裁判所も裁判員の広報活動ということをもっともっとやっていかなければいけないかなという、その重要性を再認識させていただきました。やってみたいと思う方がアンケートでもかなり少なくなっている割に、やってみた方の経験者の方のアンケ

ートでは、やってよかったと言ってくださる方が幸いにして96パーセントを超えているという意見が出ております。そこに希望を見出し、より数字を高めるとともに、それに近いやってみたいなという方が多くなることにさらに努力をしていきたいと思えます。是非それを聞いていたマスコミの方も裁判員やってよかったんだと言ってくださる方が多い、今の厳しい意見を含め、いいことを是非広報していただければと思えます。今日はお付き合いいただきまして、マスコミの方にも感謝とともに、お願いを申し上げます。今日は皆様どうもありがとうございました。来ていただきました皆様も、いろいろと長い時間ありがとうございました。

(司会者)

それでは、以上をもちまして裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきたいと思えます。どうもお疲れ様でございました。